



飼養衛生管理基準のポイント 第18号

令和3年8月18日

～II-15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等②～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。
前回に引き続き、「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等」です。

衛生管理区域に立ち入った車両の「車内での交差汚染の防止」についてじゃ。



どうなっているのが良いか、イメージがわからないんだけど...

衛生管理区域に入るときには靴を交換することになっておったな（第16号）。

そうすると、その後は区域内専用の靴で車に乗るじゃろ？運転席の足元は交換前の靴で乗っていた場所じゃよな。
ということは、運転席の足元で何が起きる？



そうか。せっかく履き替えた靴が、運転席に乗ることで、交換前の靴と同じ状態になってしまうのか。それで「車内での交差汚染」って言うのか。で、対策はどうすればいい？

区域内



降りる時に履き替え



大きく2パターンに分かれるぞ。
1つは、区域内で車から降りるときだけ区域内専用靴に履き替える方法じゃ。これは、16号でも説明した「とりあえずサンダル」を車に積んでおく方法じゃな。



もう1つは、区域内専用靴で車に乗る場合じゃが、区域内用のマットを一時的に運転席の足元に敷くんじゃ。濡れたり破れたりには気を付ければ新聞紙なんかの使い捨てでもよいぞ。

昔、土足禁止の車に靴のまま乗るときに、足を置くようにトレーを渡されたりしたじゃろ。あんなイメージじゃな。
この場合は、運転ペダルの消毒も忘れずにするんじゃ。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課
TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

